第11号議案

東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について 上記の議案を提出する。

平成24年2月22日

提出者 足立区長 近藤弥生

東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、・飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3の規定に基づき、裏面のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

(提案理由)

後期高齢者医療の保険料軽減に係る経費を各区市町村が支弁するために、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の1 1の規定に基づき、この案を提出いたします。 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月1日東京都知事許可)の 一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する関係 区市町村の負担金の額については、別表第2中
 - 「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第	100パーセント
2項の規定による繰入金並びに保険料そ	
の他高齢者医療確保法第4章の規定によ	
る徴収金(区、市、町及び村が徴収する	
ものに限る。)	

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条の規定により区、 市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第	100パーセント
2項の規定による繰入金並びに保険料そ	
の他高齢者医療確保法第4章の規定によ	
る徴収金(区、市、町及び村が徴収する	
ものに限る。)	

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審查支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。)に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

J

3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期 高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第32 5号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成 22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とす る。

とする。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

J